

生協労連 いの健ネット@vol.35

発行2010年9月

生協労連いのちと健康を守る対策委員会

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9 南部ビル3F

TEL.03-3408-0067 FAX.03-3408-8955

QYG03057@nifty.com

中央労働安全衛生委員会のみなさんにもお渡しください。

メールやFAXでの送付を希望の場合は、生協労連までご連絡ください。

生協労連HP (<http://cwu.jp/>)にも掲載しています。

定期健康診断でストレス検査 メンタルヘルス対策検討会(厚生労働省)

9月7日、「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」は、定期健康診断にあわせて、ストレス検査を行うことを企業に義務付ける報告書をまとめました。

定期健康診断の問診などで、「食欲がない」「眠れない」などのストレス状態を検査。検査結果によって、医師が必要と判断した場合、産業医の面接を受けます。労働者が不利益を被らないように、労働者のプライバシーに配慮し、検査結果は企業には伝えないことになりました。また、働き方の見直しを行う場合は、本人の同意を得たうえで企業に意見を言うことになっています。

厚生労働省は今後、労働政策審議会の分科会で検討を進め、労働安全衛生法の改正が必要な場合は、来年の通常国会に提出し、2012年からの実施をめざすとしています。

自殺・うつ病の損失2兆6782億円 国立社会保障・人口問題研究所

推計では、2009年の自殺者で、労働者の生涯賃金1兆9028が失われ、うつ病がなくなることによって減少する医療費2971億円、生活保護費3046億円などの給付コストで試算しました。

政府の自殺総合対策会議は、推計結果の発表があった7日、自殺対策を進めるための作業部会の設置を決めました。

心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス

今年、全国労働衛生週間は61回を迎えます。昨年の業務上疾病による被災者は7,491人で、過去最少となっていますが、一般定期健康診断による有所見者は、52.3%と増加し続けています。厚生労働省は、第11次の労働災害防止計画の3年目として、「労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること等を目標」にして、労働者の健康確保を図ることが必要としています。特に、職場におけるメンタルヘルス対策のとりくみが重要ということから、テーマについても、「心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス」となりました。期間は、10月1日から10月7日までです。

第4回健康で安全に働くための交流集会 働くもののいのちと健康を守る全国センター

10月2日(土)13:30~3日(日)12:00

『伊東温泉・ハトヤホテル』

〒414-0055 伊東市岡1391

Tel.0557-37-4126

参加費 16,000円

記念講演 「自殺のない『生き心地のよい社会』をめざして~実態調査から見えてきた対策のポイント~」

ライフリンク代表・清水康之氏

第4回中央労働安全衛生委員会を開催 コープあいち

コープあいちで9月1日、中央安全衛生委員会が開催されました。以下、コープあいち労働組合「書記局ニュース」より、委員会での報告を抜粋してご紹介します。

【火傷や捻挫の労災が続いています】

* 8月度は6件の労災が発生。配送センターではトラックから降りた際の捻挫、店舗では油はねによる火傷、刃に触れて切創。福祉では転倒による捻挫、ドアで手をはさむという労災が発生。

【それぞれの現場から】

* 共同購入では引き続き熱中症に留意が必要。
* 福祉では、登録型ヘルパーを含めると50人を超す事業所がいくつか出てきました。労基署からの指導もあり、衛生管理者、産業医の選任、衛生委員会の設置などに対応。

【管理者教育】

* メンタルヘルスマネジメント教育を10月または11月の経営執行会議で実施。
* 労基署の定期監査で時間管理の信憑性(タイムカード打刻)について指摘があり、是正のための対策として、管理者向け学習会を開催。
* 衛生管理者の資格を管理者の必須項目とし、そのサポートを行う。

【健康づくりと各種補助】

* ソフトボール大会は11月21日に開催。
* インフルエンザ予防接種補助は9月から3月まで全職員対象(アルバイト含む)に1,000円の補助。
* 40歳以上のゼネラル、福祉専任職員、ゼネラルの再雇用者対象に脳ドッグ費用補助を20,000円(補助は5年に1回)。互助会のプライベートサポートと併用可。

A 生協の労災報告事例より

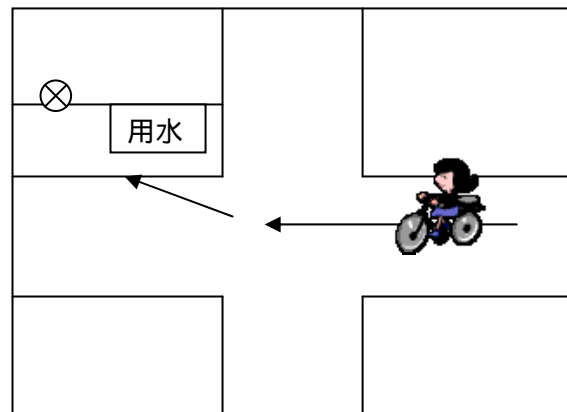
【発生状況】

自転車で通勤中、時刻を確認するため、左手でズボンのポケットから携帯電話を取り出したところ、右手のみのハンドル操作になり、右側にあった用水に転落した。偶然その日に腕時計が壊れて、携帯電話で時刻を確認しようとした。左手首骨折、左親指損傷。用水左側のコンクリートに左手が接触したと思われる。

【今後について】

自転車も『車両』です。携帯電話の使用はもとより、脇見運転も厳禁です。歩行者に被害を負わせた場合には、自転車の運転者にも高額な賠償命令が出されているケースもあります。自転車に乗る際にも、車を運転する時同様に集中して安全運転をしてください。

【発生現場の略図】



労働安全衛生ハンドブック好評発売中

「執行委員の学習用にした」「全事業所の店長、支所長へ配布した」

「労働安全衛生委員会で活用を検討中」など、各単組、生協で活用され、購入も検討されています。今後も随時、申込みを受け付けますので、ぜひ、ご活用ください。

